

平成 23 年度 (2011 年度)

## 第 25 回 ノバルティス研究奨励金 応募要項

財団法人ノバルティス科学振興財団  
〒106-0031 東京都港区西麻布 4-16-13 西麻布 28 森ビル 2F  
電話：03-5464-1460 / FAX：03-5467-3055  
E-mail：novartisfound.japan@novartis.com  
URL：http://www.novartisfound.or.jp

### 1. 奨励金の趣旨

生物・生命科学およびそれに関連する化学の領域における創造的な研究を助成する。

### 2. 助成金額、件数

助成金額は、1 件 100 万円とし、40 件程度の助成を行う。うち、15 件程度を東日本大震災で被災した研究機関の研究者に優先的に助成するものとする。ただし、一定レベル以上の研究を対象とする。

### 3. 助成期間

助成期間は、平成 24 年 (2012 年) 4 月 1 日～平成 25 年 (2013 年) 3 月 31 日の 1 年間とする。  
延長は認めない。

### 4. 申請者の資格等

- (1) 日本国内で行われる研究が対象。申請者は原則として、博士号を有する研究者 (2012 年 3 月末までに取得見込みを含む)。国籍は問わない。
- (2) 対象の研究は、申請者の単独研究。ただし、申請者が中心になって行う場合は共同研究も可。
- (3) 当研究奨励金を過去に受領した研究者は、助成期間終了後 3 年間を経過していれば再び応募ができる。ただし、前回とは研究目的を異にしていること。また、当研究奨励金を過去に受領した研究者が共同研究者の場合も同様に、前回の研究目的とは異なる研究であること。
- (4) 当財団の現行の選考委員の研究室に所属する研究者、および選考委員と共同研究を行う研究者は、申請者となれない。

### 5. 推薦者

- (1) 当財団の指定する大学・研究機関の関係学長、研究科長、学部長、研究所長および病院長。
- (2) 当財団の現任ならびに前任の理事、評議員。

### 6. 推薦件数

1 推薦者から 1 件に限る。

## 7. 申請方法

当財団ホームページ ([www.novartisfound.or.jp](http://www.novartisfound.or.jp)) からダウンロードした推薦書式と申請書式に必要な事項を記入後、紙に打ち出して推薦者の公印を所定の欄に捺印し、平成 23 年 (2011 年) 9 月 15 日 (木) 必着で当財団宛にそれぞれ 1 部を送付する。東日本大震災における被災状況がありましたら、9. にご記入ください。選考時に考慮いたします。

併せて、推薦書と申請書の WORD ファイル、主要論文(3 篇以内)の PDF ファイルを CD またはフロッピーディスクに保存して送付する。

(WORD ファイルに推薦者印は不要。推薦書と申請書のファイルは WORD 形式とし、PDF にはしない。論文は PDF)

## 8. 申請受付期間

平成 23 年 (2011 年) 7 月 ～ 平成 23 年 (2011 年) 9 月 15 日 (木) 必着

## 9. 申請書類の記載方法

(1) 申請者は、別紙「応募用紙記入の方法」を参考に書類を作成すること。

(2) 申請書 1 ページ目「研究課題名」欄の「該当する研究分野」は、申請書添付の研究分野分類表から、該当する分野の番号を記入すること（必要に応じて複数選択）。

(3) 外国人申請者は英文の申請書も可。

## 10. 選考方法

選考委員会で選考後、理事会、評議員会で決定する（平成 24 年 2 月下旬頃）。

研究内容に、東日本大震災の被災状況があれば考慮して選考する。

## 11. 採否の通知

平成 24 年 (2012 年) 2 月下旬頃に、採否を推薦者、申請者の双方に書面にて通知する。

## 12. 奨励金の交付

平成 24 年 (2012 年) 4 月中旬頃に、指定の銀行口座に振込。

各大学で定められている助成金取扱規定を参照し、委任経理金にする場合はその手続きを行うこと。

## 13. 奨励金の使途

奨励金は、応募申請書記載の通りに使用することを原則とする。

使途を変更する場合は、当財団理事長の承認を得ること。

奨励金は、贈呈の対象となっている研究の遂行以外には使用できない。

奨励金の対象となっている研究の内容に、重要な変更が生ずる場合は、速やかに当財団事務局に連絡すること。

応募者が所属する組織の間接経費、一般管理費は、助成の対象として認めていない。

## 14. 研究成果および会計報告

本奨励金受領者は、研究成果（和・英）と会計の報告書を平成 25 年 5 月末までに当財団に提出する。

研究成果および会計の報告方法は、平成 25 年 4 月頃、当財団事務局より通知する。

会計報告に関して、領収書は提出を求めないが、使用后5年間は保管すること。

#### 15. 研究成果の公表、刊行

本奨励金を使用した研究成果を公表する場合は、財団法人ノバルティス科学振興財団（英文の場合は The NOVARTIS Foundation (Japan) for the Promotion of Science）から奨励金を受けた旨を明記し、刊行物の別刷等を1部当財団事務局へ送付すること。

研究報告書（英文）は、当財団ホームページ、年報等で公表される。

研究報告書（和文）は、国立情報学研究所「学術研究データベース・リポジトリ」に登録され、多くの研究者が閲覧できるようにする。

#### 16. その他

贈呈対象者として、相応しくない行為があったときは、助成を取り止めたり、研究奨励金の返還を求められることがある。

選考や採否通知の日程は、変更されることがある。

贈呈対象者氏名、所属機関、研究課題等は、報道機関、当財団ホームページ、年報等で公表される。